



章

本プランの進め方



(1) 本プランの推進

次の(1)~(4)により、施策・取組を効果的・効率的に進めていきます。

(1)施設の適切な配置

多様なニーズに対応するため、日常的に利用する施設は近くの公園同士で補完させるとともに、特長のある施設は区内にバランスよく配置することとします。

具体的には、遊具(幼児用、児童用、インクルーシブ遊具)や健康器具などの日常的な遊びや運動のための施設については、身近な公園に配置されていることが望ましいことから、公園を整備する際には、周辺の公園や公園的な空間にある施設を確認し、必要と考えられる施設の配置を検討します。

また、ボール遊び広場、水遊び施設、ドッグランなどの特長のある施設については、多様なニーズに対応するために必要な施設である一方、一定の面積や設備を必要とすることから、その種類、規模、特徴、需要などに応じて、区内にバランスよく配置することとします。

さらに、緑は存在することで人や環境に良い影響があり、緑が増えることで自然 環境の創出につながることから、機会を捉えて積極的に増やしていきます。

加えて、公園はオープンスペースとして重要な要素の一つである点を十分踏まえた上で、公園施設(便益施設、教養施設など)を設置することで公園利用者の利便性や公園の魅力向上がより一層図れる場合には、墨田区立公園条例で定めている公園面積に対する建築面積の割合の変更を、公園ごとに検討していきます。

なお、公園利用者の利便性や公園の魅力向上のために必要な場合には、公園 の統合についても検討します。

(2)区民との協働

公園が、魅力的で自然豊かな地域住民の交流の場として、より一層活用されるようにするため、引き続き、清掃や花壇管理、桜の保全活動などを行っている公園等 愛護団体や隅田公園さくらパートナーなどのボランティア団体と協働していきます。

また、公園整備などの際に実施するアンケートやワークショップへの参加、地域イベントの実施などにより、区民が公園づくりに参加する機会を設けることで、区民との協働による公園づくりを進めていきます。



写真 37 公園愛護団体による花壇管理状況(墨田二丁目児童遊園)

(3)民間活力の活用

民間活力の導入は、公園利用者の利便性を向上させるとともに、公園の更なる 魅力の向上を図るための有益な手法です。

そこで、「取組」を実施する際には、指定管理者制度や公民学連携組織である UDCすみだとの連携など、民間活力を導入した場合の効果を予測するとともに、 効果が高いと判断した場合には積極的に導入していきます。

(活用制度などの例)

①指定管理者制度

本制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせることができる制度として、平成15(2003)年の地方自治法の改正により創設された制度であり、『多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ること』を目的としています。

隅田公園の一部では、日本庭園を中心とした歴史的・文化的価値を最大限に発揮させること、日常のにぎわい空間を創出すること、公園利用者のニーズに対応して公園利用者の利便性を向上させることを目的として、令和7(2025)年度から指定管理者制度を導入することとしています。

②設置管理許可制度

本制度は、都市公園法第5条に基づき、公園管理者が、公園管理者以外の者に 飲食店などの便益施設や運動施設、教養施設などの公園施設の設置・管理を許 可できる制度であり、許可される期間は最長10年で、更新が可能です。

隅田川緑道公園にあるカフェや旧安田庭園にある刀剣博物館などが、本制度を 用いて設置された公園施設です。





73

写真38 左:隅田川緑道公園にあるカフェ、右:旧安田庭園にある刀剣博物館

第5章 本プランの進め方

③公募設置管理制度(Park-PFI)

本制度は、都市公園法第5条に基づく、公園管理者が公園管理者以外の者に飲食店などの便益施設や運動施設、教養施設などの公園施設の設置・管理を許可できる設置管理許可制度の特例措置であり、平成29(2017)年の都市公園法改正により新たに設けられました。

この制度では、施設の設置者は、設置する施設から得られる収益を公園整備に 還元することを条件に、墨田区立公園条例で定めている公園面積に対する建築面 積の割合の緩和措置(+10%)や設置管理許可期間の緩和措置(最長20年)が適 用されます。



出典:「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン」国土交通省

図30 Park-PFIのイメージ

④大学やUDCすみだとの連携

区は、千葉大学や情報経営イノベーション専門職大学(iU)と包括協定を、UDC すみだと連携協定を締結しており、大学の知見を活用して地域課題の解決を目指す「大学のあるまちづくり」を進めています。

千葉大学とは多様なニーズに対応する視認性・機能性・デザイン性に富んだ公園の利用案内看板についての調査研究、iUとはICTを活用した住民参加型公園管理についての調査研究をそれぞれ実施するなど、地域特性に応じた公園環境の整備に向けて、両大学と連携を図っています。

また、あずま百樹園再整備の一環で、同園に隣接する未利用地について、地域と 大学との交流広場「キャンパスコモン」として公園に編入するとともに、UDCすみだ が主催する学生向けアイデアコンペにおいて、再整備するトイレのデザインを募集 し、最優秀作品を設計に反映するなど、連携を図っています。

今後も、大学やUDCすみだとの連携により、公園の一層の魅力向上を目指して、 ハード・ソフト両面から「大学のあるまちづくり」を推進していきます。





図31 左:北方向から見た鳥瞰図、右:リニューアルトイレのパース図(あずま百樹園)

⑤ネーミングライツ

ネーミングライツとは、「公共施設の名前を付与する命名権と、付帯する諸権利 のこと」です。具体的には、スポーツ施設などの名前に企業名や社名ブランドをつ けることであり、公共施設の命名権を企業が買うビジネスです。

ネーミングライツにより区が得た対価については、基本的に施設の運営・管理に 役立てることができるため、厳しい財政情勢の中、安定的な財源確保により持続可 能な施設の運営を行うことができます。

また、民間の資源やノウハウを活用することで、施設の魅力を高めることや、 地域の活性化を図ることが期待できます。

(4)DXの推進

ICT・IoTなどのデジタル技術の進歩に伴い、データの利活用による新たな仕組みが生み出されています。公園の整備・管理運営の合理化やコスト縮減を実現するとともに、利用者サービスの更なる向上を図る観点から、活用することが望ましいと考えられるデジタル技術を積極的に活用し、DXを推進していきます。

なお、「取組」を実施する際には、DXを活用した場合の活用効果を予測するとともに、効果が高いと判断した場合には積極的に実施していくことで、公園の魅力向上や公園の整備・管理・運営の効率化、コスト削減を図っていきます。

(活用例)

- ・通報システムによる不具合箇所等の情報収集
- ・クラウド型の管理用カメラによるデータの一元管理・蓄積データのAI解析による 利用実態の把握
- ・案内サインなどに二次元コードを設置することによる避難誘導情報やイベント情報などの提供
- ・AR(拡張現実)の活用による公園の歴史や施設などの説明
- ・芝刈りロボットの導入

など

第5章 本プランの進め方 75



2 より身近な公園へ

次の(1)~(4)により、誰にとってもより身近な公園にしていきます。

(1)利活用ルールの検討

ボール遊び、水遊び、ドッグランなどに関する要望などが多く寄せられていますが、これらの施設の設置・運営には、状況に応じたルールの弾力化が必要なため、独自の利活用ルールの検討を進めていきます(必要に応じて、都市公園法第17条の2に基づく協議会などを設置)。

また、公園の利活用ルールは、利用者に否定的な表現で示すのではなく、公園で「できること」を肯定的に示すことについて検討し、潜在的な利用者ニーズを喚起させることで、利用の増加を図ります。



写真39 ボール遊びのルールを示す看板例(八広公園)

(2)利用機会の提供

公園をより多くの人に利用してもらえるよう、誰もが楽しめるイベントの開催やレクリエーションなどのプログラムの提供により、公園利用の機会を広げます。

開催等に関する情報提供については、案内サインなどに二次元コードを設置して情報を提供するなど、DXを活用して効果的に行うことを検討します。

(3)公園に関する情報の発信

区民に公園への愛着を持ってもらうため、公園整備などの取組状況をはじめ、公園の設置目的や整備コンセプトなどの情報を、公園への周知看板や区ホームページ、SNSなどにより発信していきます。

(4)公園名称の検討

公園を新たに設置する際の公園名称については、愛着の持てる公園名称にする ため、区民と一緒に検討しています。

既存公園については、地元独自の愛称の方が浸透している場合や、児童遊園という名称のために大人が利用しにくいなどの課題もあることから、公園名称を愛称に変更するなど、より多くの方にわかりやすく、愛着をもってもらうための検討をしていきます。





(1)本プランの進行管理

本プランの計画期間は、令和23(2041)年度までの18年間です。その間に本プランを着実に進め、目指す公園像を実現するためには、適宜、進行状況を確認・評価し、状況に応じて本プランを改善することが重要です。

そこで、本プランの進行状況について、計画期間の中間及び最終年度に検討委員会形式や審議会形式などにより、外部の知見や利用者の意見などを踏まえた上で確認・評価し、改善を図っていくため、PDCAサイクル※で進行管理します。

※Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の4つのプロセスを 1つのサイクルとし、継続的に業務改善を行う考え方

表 12 本プランの進行管理

ステップ	主体	実施内容
Plan	区	・前プランを改定して本プランを策定しました。 ・検討委員会などの検討結果を踏まえ、令和13年度に本プランを中間改定(中間改定プラン)します。 ・中間改定時と同様、検討委員会などの検討結果を踏まえ、令和23年度に中間改定プランを改定します。
Do	①区 ②区民 ③民間事業者	・目指す公園像を実現するため、先導的な役割を担う「リーディングプロジェクト」をはじめとした施策・取組を実施します。 ・本プランの推進で位置付けた「施設の適切な配置、区民との協働、民間活力の活用など」を推進します。
Check	検討委員会や審議会など	・附属機関として検討委員会などを設置し、前期8年の進捗確認や課題整理を行い、社会情勢の変化、公園利用者のニーズなどを踏まえ、本プランを改善した中間改定プラン案を検討します。 ・計画期間最終年度に、中間改定時と同様、検討委員会などで後期10年を踏まえ、中間改定プランを改善した次期改定プラン案を検討します。
Action	(区、学識経験者、区民などで構成)	

(2)毎年度の進行状況の確認

本プランでは、改定する際に設置した「庁内検討部会」を「公園マスタープラン推進会議」に移行し、「施策・取組」における前年度実績を確認するとともに、当該年度の実施内容について情報共有することで、毎年度の進行状況を確認します。

また、公園整備の際には、これまでどおりアンケート調査などにより公園利用者の意見を聞くとともに、整備後、一定期間利用してもらってから改めてアンケート調査などを実施することで整備に対する評価を確認し、その後の公園行政に活かしていきます。

第5章 本プランの進め方

77

